

フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開 (二)

柳, 春生
九州大学名誉教授

<https://doi.org/10.15017/1661>

出版情報 : 法政研究. 40 (1), pp.113-144, 1973-10-31. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



フランス大革命の憲法における

人民主権思想の展開（二）

柳 春生

はしがき

私は、昭和四六年に「法政研究」第三七巻第一—二合併号に「フランス大革命憲法における人民主権思想の展開」(一)を發表し、さらにその続篇として吉田教授還暦祝賀論文「一七九一年フランス憲法における人民主権思想の展開」(「法政研究」三九巻、二—四合併号)を執筆したが、その続きをなす本論文を執筆する。但し、前稿は還暦論文の体裁を考慮し、独立の論文として構成したので、この論文はその続篇をなすとはいえず、その後の研究の進展によりこれまでの全内容の概観を附記する必要がある。その概論を第一章に執筆し、第二章にて本論たるジロンド、ジャコバン兩憲法をめぐる人民主権思想の歴史を検討する。この部分は、一九七二年秋期九州法学会における私の報告「主権と権力分立——ジロンド、ジャコバン憲法を中心にして」を詳論したものである。さらに、この研究は、自己充足的なものでなく、私のマルクス国家論研究の前提となるものである。

主権論は、権力分立論と併せて国法学において一つの問題の不可分の契機をなしている。一昨年公法学会において主権概念をめぐる討論がおこなわれ、フランス大革命憲法における主権の問題については杉原泰雄氏によって報告

がなされた。だが、それですべて問題が解決されたとはいいがたいであろう。

典型的なブルジョア革命として、しかも人民革命たる意義をもつフランス大革命における憲法の研究はわが国における多くの憲法学者によって研究の対象とされ、また樋口謹一氏による緻密な研究がなされ（桑原編「フランス革命の研究」、第二章「権力機構」）、さらに杉原泰雄氏（「国民主権の研究」、「フランス革命と国民主権」、「公法研究」第三三号）、高野真澄氏（「ジロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」再論、奈良教育大学紀要、一九の一、「フランス憲法における代表民主制の展開」、尾道短期大学研究紀要、第十五集）によって開拓された。なお、一七八九年人権宣言にかんしては、深瀬忠一氏の研究（「一七八九年人権宣言研究序説」、北大法学論集）、稲本洋之助氏の研究（「一七八九年の『人および市民の権利の宣言』」、「基本的人権」、3）が注目せらるべきである。さらに最近では若い世代の人々によるすぐれた業績の発表が見受けられる。例えば、井上すず「ジャコバン独裁の政治構造」、鬼柳勝一「コンドルセの国民議会論序説」、東京都立大学法学会雑誌、十二巻二号、浦田一郎「一七八九年におけるシェイエスの主権理論」、「一橋研究」、二三号、岡本明「ジャコバン国家論」、「社会思想」、一九七二年、二一一、があげられる。

フランス大革命憲法はいうまでもなく市民憲法の範疇に属するのであるが、この憲法制定に際して表明された人民主権の理念は、一八七一年パリ・コミューン、一九一八年ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法をつらぬく系譜となっている。一昨年パリ・コミューン百年記念に際して発表された論文のなかでもこの点が指摘されている。（Cf.

A. Soboul, *Problèmes de l'Etat Révolutionnaire. De la Révolution française a la Commune de 1871. La Pensée*. N. 158. なお、柳「パリ・コミューンにおける国家統治の原理」、比較法研究、三四号、（註）参照。）それゆえに、フランス大革命憲法における人民主権の理念の研究は、パリ・コミューンの研究とともに、社会主義法学の

方法論の確立にとってきわめて重要である。そして、このような観点における憲法思想史的研究として注目すべきは、Achille Mestre et Philippe Guttinger, *Constitutionalisme Jacobin et Constitutionnalisme Soviétique*. 1971. である。

註 なお、国家統治の原理にかんして大革命とパリ・コミューンとの間の関連性を示すものとしては、パリ・コミューンの選挙に際してかかれたパリ第十一区の「社会主義的・民主的・共和的選挙委員会」の文書があげられる。即ち、「国家とは、直接的・組織的な普通選挙で指名され、リコールされる受任者が構成する国民公会をつうじてみずからを統治する人民のことである。人民は、すべての憲法および編成された諸法律の討議や承認の権利を保留する。」(J. Rougerie, *Paris Libre* 1871. 1971. p.141. 柴田三千雄「パリ・コミューン」、一四三頁、参照。)

第一章 一七九一年憲法における主権の意義

第一節 一七八九年人権宣言における主権の概念

一 人民主権とは君主主権に対する概念である。ボードンによれば、主権とは国家の最高の、絶対的な、しかも恒久的な権力である。それは、君主もしくは人民に属する。マルクスが「ヘーゲル国法学批判」のなかで、君主主権は虚偽の主権であり、人民に属する主権こそが真正の主権である、と述べているように、人民主権は君主主権を排除する(否定する)。それゆえに、人民主権は、共和制を前提とする。一八七一年二月パリ・コミューン選挙に際してパリの二十区共和主義中央委員会(Le Comité Central Républicain des vingt arrondissements de Paris)も、「共和制は人民主権と両立しうる唯一のものである。」⁽²⁾と述べている。それゆえに、人民主権とは、歴史的に君主に対立する人民(共同^{フーブル}体として表現されるときには国民^{ナシオン})に正当なる全国家権力は帰属すべきである、ということの意味す

る。

それでは、一七八九年「人および市民の権利の宣言」において表明されている国民主権の意義はいかに説明せらるべきであろうか。「主権全体の原理(Le principe de toute souveraineté)は、本質的に国民(la nation)にある。いづれの団体、いづれの個人も、国民から明示的に発するものでない権力を行使しえない。」(第三条) 関連する条項としては、抵抗権(第二条)のほか第六条「法律は一般意志の表明である。すべての市民は、自身でまたは代表者を^{つうじて}、その制定に協力することができる。」があげられる。

これらの条項に表現されている主権の解釈について、高野氏は正しくも、「問題の真の所在は八九年宣言第三条の文理解釈を超える次元にあることは確かである。⁽³⁾」と述べられている。同時に氏はこの条項については、主権が全体としての国民に不可分に帰属する、という国民主権の原理が宣言において確立された、とみられている。⁽⁴⁾ 杉原泰雄氏は、宣言における国民主権はその本質において人民主権である、とみられている。⁽⁵⁾ 但し、氏においては、人民主権とは、ブルジョアジーの支配関係の表現たる国民主権と異質の概念とされている。これは、氏独自の見解である。樋口謹一氏は、国民主権とは民主的な人民主権の回避ではあるが、国民主権もまた、「封建国家ないし絶対王政の否定としてのブルジョワ革命の性格に規定されて、被治者がすなわち主権者であるという、いわゆる主権在民、広義の人民主権の原則にたっている。⁽⁶⁾」と正しい理解を示されている。

八九年人権宣言における主権の意義は、規範構造としては、主権の主体たる国民の構成から君主が排除されている、という意味では人民主権の端初と規定される。すなわち、主権は、封建制度から解放され、法的に平等となった国民全体に帰属する。⁽⁷⁾ しかし、革命の現実の政治的關係においては、王権は革命に敗北していたとはいえ、国王の存在自体は否定されていなかった。したがって、民主・共和制的な、厳密な意味における人民主権とは規定しがたい。ヴォルギ

ンも、一七八九年「人権宣言」、一七九一年憲法に^{ナロードヌイ・スヴェレニテイト}人民主権の原理をみるが、但し、「共和制的、民主主義的帰結なくして。⁽⁸⁾」と述べている。

二 宣言における国民主権の思想をさらに人民主権の理念に展開したのは、マラー、ロベスピエールである。

マラーによれば、主権(絶対・無制限な主権的権力)は、一般意志の帰結として、人民全体^{プーブル}(le Peuple en corps)にある。最高権力は彼にのみ属する。したがって、すべては彼に従属する。すべての権力は、彼からのみ発する。とはいえ、人民は自分自身で主権を行使することができないときには、彼の代表者をつうじてそれを行使する。だが、代表者の権力は限定されたものでなければならぬ。無制限な権力をあたえてはならぬ。国民議会の立法は、人民の承認によって法律となる。選挙民は、祖国の利益を放棄する議員を罷免し、祖国に忠誠を欠く議員を罰する権利を行使しなければならぬ。王に与えられる拒否権(Le veto suspensif)は、人民の主権を、公共の自由を侵害するものである。⁽⁹⁾

ロベスピエールは、国民議会における憲法制定にかんする討論のなかで人権宣言の条項を人民主権の方向に深めて、君主権を制限せんとした。彼は、一七九一年七月「ロベスピエールのフランス人民への訴え」^{アドレヌ}のなかで述べる。

「人権宣言の本質をなすものは、二つの原則、すなわち権利の平等と国民主権である。……国民とは、勤労する階級(La classe laborieuse) および貧富の区別なくすべての人を含む。⁽¹⁰⁾」しかも人民^{プーブル}とよばれる、勤労する階級こそ、自由の闘士であり、腐敗せざる人である。人民主権(Sovereignty of people)は現実でなければならぬ、擬制であってはならない。国民議会は主権者人民の権利に反するなにごともなしてはならない。国民は彼の代表者に彼の意志を強制する憲法上の手段をもたねばならない。⁽¹¹⁾ また、彼は、王の拒否権に対して、主権者人民の一般意志のうえに一人の個別意志をおくものとして反対した。さらに、市民を能動的市民と受動的市民とに区別する制限選挙に対して平

等のために富者のアリстокラシーとして反対しつづけた。彼は、八九年宣言における主権の意義を人民主権の方向に解釈する。一七八九年十月二二日の会議で、彼はつぎのように述べている。

「すべての市民は誰であるにせよ、あらゆる段階の市民となることを求める権利をもっている。これ以上に諸君の人権宣言に適するものはない。人権宣言のもとにおいては、あらゆる特権、あらゆる差別、あらゆる例外は消滅しなければならぬのである。憲法は、主権が人民に、すなわち人民を構成するすべての個人にある、と定めている。したがって、各人は、彼を拘束する法律の制定と自己のものにほかならない公務の管理とに協力する権利をもっている。そうでないならば、すべての人間が権利において平等であり、すべての人間が市民であるということは、真実でなくなる。………諸君のすべての法令からは、各市民は、法律の制定に協力する権利、したがってまた財産の区別なしに選挙人ないし被選挙人となる権利をもっている、ということが帰結される。」⁽¹²⁾

第二節 一七九一年憲法と国民主権

しかしながら、一七九一年憲法は、八九年人権宣言を全文に掲げつつも、その原則に反する諸規定をもつにいたった。それは、主権についてつぎのように規定する。

「主権は、単一、不可分にして、譲渡されえず、かつ時効にかかりえないものである。それは、国民に属する。人民のいかなる部分、いかなる個人も、主権の行使を篡奪しえない。」⁽¹³⁾（第三篇前文、第一条）

この条項は国民主権を示している。⁽¹³⁾しかし、諸条項との関連において、主権の主体たる国民という概念は、抽象的、観念的な、単一の人格的実在として構成されている、⁽¹⁴⁾そういう意味において国民主権である、と解するのが通説である。杉原泰雄氏は、この国民主権について、人民主権と本質的にことなる、市民階級の利益を反映する、新しい主権概念であり、すなわち、人民主権の否定・排除である、と解される。⁽¹⁴⁾たしかにこの国民主権の構造が矛盾した内容

をもち、擬制としての国民主権の要素を内包していることを指摘されたのは、氏の功績といえるであろう。しかし、革命の戦略における基本的矛盾は、ブルジョアジー、小市民、労働者、農民を含む第三身分と王権、貴族の反革命的な封建的身分にあった。この基本的な階級的関係は、ブルジョアジーによって指導されたブルジョア革命として、一七八九年と一七九一年においてかわらない筈である。それゆえに、九一年憲法は、八九年宣言と同じように、この勝利した革命の成果を法的に認証するものでなければならなかった。だから、九一年憲法における主権の主体としての国民の概念は、八九年宣言におけると同じく、内容的には、封建的特権から解放されて法的に平等となった、全体としての国民を意味する。但し、国王は排除される。

しかしながら、革命の勝利は、歴史の示すように、革命の陣営の間に、ブルジョアジーと他の諸階級との間に矛盾を惹き起した。すなわち、市民階級は、一七九一年六月ル・シャプリエ法によって労働者の団結とストライキを禁止し、さらに、すべての市民が立法に参加する平等な権利をもつという宣言の規定に反して、査定納税額を規準として能動的市民(三日分の労賃の価値に等しい直接税を支払う者)と受動的市民とを区別し、有産者たる前者にのみ参政権を認め、憲法もまたこれを確認した。その結果、国民の多数をなす無産大衆は主権の行使から疎外された。これは、法的には主権の主体と行使との間の矛盾を意味する。それで、この側面よりみれば、国民主権は擬制としての国民主権となる。

さらに、この憲法は代議制(命令的委任の廃止、全国民代表制)をとった。この場合、立法府とならんで国王もまた国民の代表者と認められた。

「すべての権力がただ彼からのみ発するところの国民は、これらの権力を委任によってのみ行使しうる。フランス憲法は代議制である。代表者は、コール・レジストラティフ立法府と王である。」(憲法第三篇第二条)

これは、ルソーの人民主権論と原理的にことなり、権力分立の原則を示す。国民代表制は、代表者の自主制を保障したが、主権者国民による統制の方法を認めていない。さらに、国王も国民の代表者と認められたが、王と国民とは歴史的に形成された対立的な身分的範疇である。王は国民ではない。王権は単一で、世襲であり、かつ王の人身は不可侵である。この国民とは異質的な、何人によっても選任されない、世襲・不可侵の王に国民の代表者という法人格を擬制することは、国民主権のうえから重大な矛盾である。憲法草案の審議に際し、ロベスピエールは、王は人民の代表者でない、と主張した。¹⁵⁾ つぎに、立法権は国民議會に属したとはいえ、王は裁可権に伴う停止的拒否権をもつた。

だが以上はこの憲法における国民主権の特質の一側面である。したがって、これからのみこの国民主権が人民主権と全く異質の概念とはいえない。他の側面をみなければならぬ。

すなわち、この憲法もまた革命の所産であり、したがって人民主権の要素を兼ね備えた。この点を看過してはならない。すなわち、この憲法は、ロベスピエールの主張にしたがって制憲議會によってのみで、王の裁可をえずに、制定された。ルイ十六世はこの憲法に対する忠誠を議會で宣誓した。このことは、国民の代表たる制憲議會が最高権力を行使したことを意味する。そして、この歴史的過程をつらぬく革命の力に人民主権の理念の発現をみることができ。革命的法意識、民主主義の原理は憲法の条項のなかでつぎのように表現された。

「フランスには法律の權威に優る權威はない。国王は法律によって統治し、法律の名においてのみ服従を要求しうる。」（憲法第三篇第二章第一節第三條）

以上が九一年憲法における国民主権の特質である。国民主権は、生成しつつある人民主権、いまだ実現にいたらない人民主権である、といえよう。人民主権の問題は、人民大衆が革命の起動力となるという意味における人民革命た

る意義をもつ、ブルジョア民主主義革命としてのフランス大革命の進行・展開の視点から歴史的に考察せらるべきである。

- (1) Marx Engels Werke. 1. s.230.
- (2) J. Dautry et L. Scheler, Le Comité Central Républicain des vingt arrondissements de Paris. p.237.
- (3) 高野真澄「ジロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想、再論」、一二四頁。
- (4) 高野「フランス憲法における代表民主制の展開」、八頁。
- (5) 杉原泰雄「国民主権の研究」、二二二頁、二二七頁。「フランス革命と国民主権」、公法研究、第三三号、四〇頁。「国民主権と人民主権」、「世界」一九七二年六月、五二頁。
- (6) 桑原編「フランス革命の研究」、一〇二頁、一〇六頁。
- (7) 参照、岡本明「ジャコバン国家論」、季刊「社会思想」一九七二年、二一一、一七一頁。ただ、岡本氏の見解は、八九年宣言のみならず、九一年憲法にも妥当するのではなからうか。憲法は革命の成果の法的認証にはかならない。革命における階級関係については、ソブール「フランス革命における階級と階級闘争」、歴史学研究、一六五号、一一頁参照。なお、稲本洋之助氏も、「国民主権は、その発現のあらゆる場において、人民の主権に帰一しうる保障があたえられねばならない。」と述べられている。(稲本「一七八九年の『人および市民の権利の宣言』」、基本的人権3、一三四頁。
- (8) B. П. Волгин, Развитие общественной мысли во Франции в XVIII веке. 1958. c.228. 革命における権力関係については、Ц. Фридлянд, Жан—Поль Марат и гражданская война XVIII в. 1959. c.362.
- (9) Marat Textes Choisis. pp.159—162.
- (10) J. M. Thompson, Robespierre. vol. 1. 1963. p.176.
- (11) ibid. p. 177. なお、一七九一年憲法草案の審議に際しても、彼は、「委員会は、国民の受任者達が国民の名においてなしたことについて、国民が彼の意志をただ一回表明するいかなる憲法上の手段をものこしていない。」と委員草案を批判した。(Oeuvres de Maximilien Robespierre. t. VII. p.612. Vgl. R. Redtslob, Die Staatstheorien der französischen Nationalversammlung von 1789. 1912. s.124.)

- (12) Robespierre. t. VI. p.131. 参照、杉原「国民主権の研究」、二四五頁。
- (13) マラーは一七九一年憲法に対しては批判的であったが、人権宣言と国民主権については異議を述べていない。(A. A. Герцензон, Проблема законности и правосудия во французских политических учениях XVIII Века. 1962. c.225.)
- (14) 杉原「国民主権の憲法史的展開」、一橋大学法学研究6、一二七頁。「国民主権の研究」、二六〇頁。「フランス革命と国民主権」、四〇―頁四一頁、四三頁。「国民主権と人民主権」、五三頁―五四頁。
- (15) Robespierre. t. VII. pp.613―614. 関連するが、河野健二「フランス革命小史」、一三六頁、参照。

第二章 共和制と人民主権

第一節 人民主権思想の展開

一七九二年八月十日の革命は、君主制を打倒するための全国的蜂起であった。九一年憲法における能動的市民と受動的市民との区別の撤廃のうえに成年男子の普通選挙をもって召集された制憲議会たる国民公会は、九月二一日君主制の廃止を、二二日共和制を宣言し、⁽¹⁾そして九三年二月十五―十六日コンドルセは、憲法起草委員会を代表して、三五条より成る「人々の市民的および政治的自然権の宣言草案」(Projet de Declaration des droits naturels, civils et politiques des hommes)、ならびに十三篇三七〇条より或るフランス憲法草案 (Projet de Constitution française) を国民公会に提案し、ついでこの草案の審議が開始された。

これにさきだち、国民公会は、「人民によって採択される憲法のみがありうる。⁽²⁾」と宣言した。主権の第一次的表象たる制憲権は人民に存する。(この原則は九三年憲法において国民投票に定着した。)この人民主権の理念は、この憲法草案の前文に、「フランス国民は、単一にして不可分な共和国を組織し、国民が確認し、宣言した人権、および

び自由、平等、人民主権 (soveraineté de peuple) のうえに彼の政府を創設する。⁽³⁾」と表現されている。この人民主権の意味については、「フランス共和国は単一にして、不可分である。」(憲法草案第一篇第一条)ということの確認のもとに、人権宣言草案において、「主権は、本質的に人民全体に存し、各々の市民は、その行使に協力する平等の権利を有する。」(第二七条)と規定されている。主権は、国家の一般意志に参加する市民全体に帰属する。⁽⁴⁾したがって、主権の主体たる人民は、個々の市民から疎外されたものとなりえない。そして、人民主権の必然的な帰結として、九一年憲法における能動的市民と受動的市民との区別にもとづく制限選挙制は撤廃されて普通・直接選挙制にかえられ、二一才以上のすべての男子に選挙権があたえられた。(憲法案、第二篇第一条、直接選挙にかんしては、第三篇第三節、第三条)

立法権については、その行使が全面的に立法府に属する(憲法案、第七篇第二節第一条)代議制 (Gouvernement représentatif) が採用された。しかし、コンドルセは、代表者が命令的委任から解放され、意志の自由をもつべきであるせよ、有権者の声に拘束されねばならないことを認めていた。⁽⁵⁾人民は代表者に立法権の行使を委任しても、主権を放棄しない。⁽⁶⁾換言すれば、「国民代表の諸行為にかんする人民の審査権 (censure du peuple)、すなわち、「憲法、立法、全国行政にかんする諸行為について人民代表を監視し、現行法の改正もしくは新しい法律の公布をおこなわしめる」(憲法案第八篇、第一条)権限が第一次集会に組織された市民に帰属せしめられた。こうして、代表制は直接民主制によって、「委任される権力」(pouvoirs délégués)は「留保される権力」(pouvoirs retetus)によって、制約された。⁽⁷⁾この人民審査権は、「すべての法律、および一般的に憲法に反するすべての立法行為」に対して行使される。(同第八篇第二七条)これは、すべての法律を人民の直接の審査をまっして効力あらしめんとする人民主権の理念にもとづく。⁽⁸⁾

他方において、革命の推進力となったパリの民衆、サン＝キュロットは、直接民主制の理念を徹底的に展開した。

サン＝キュロットの闘士ヴァルレ (J. Varlet) は、一七九二年九月に印刷、配布されたといわれるパンフレット「国民公会における人民の受任者に対する特別且つ命令的委任の草案」 (Projet d'un mandat spécial et impératif

aux mandataires du Peuple à la Convention Nationale) および一七九三年のパンフレット「人権宣言草案」

(Déclaration solennelle des droits de l'homme dans l'État social) のなかで、人民主権の理念を鮮明に表明する。彼は、十月十日の革命による共和制の実現をもって人民主権の実現とみる。

「共和制が最も勇敢な市民の犠牲のうえに生まれたとき、我々は主権者となったのであり、我々の共同の敵共は国民の全権力 (la toute-puissance nationale) のもとに屈伏した。」⁽⁹⁾

このように、人民主権とは、主権者人民^{ラープル}の全権力の法的表現にほかならない。ヴァルレにおける人民主権の構造は、以上二つの冊子によれば、つぎのように述べられている。

「主権の行使は国民全体に属する。全権力は、本質的に彼にのみ存する。主権は、単一、不可分、不可譲で、時効にかかりえない。それは、委任状^{マンダ}をつうじて委任されうるが、代表されえない。」 (宣言案、第八条)

ヴァルレによれば、主権とは全権力を意味する。主権の行使たる立法権には、主権の主体たる人民みづからが参加する。すなわち、人民は、代議士 (人民の受任者) に対して委任状^{マンダ}の起草によって自己の意志を表示し、指示することをつうじて法律の制定に参加する。代議士人民の受任者の任務・使命は、委任者人民の願望・意志を調査して、一般意志を把握し、法律案を提案することである。それゆえに、「法律は一般意志の表明であり」 (宣言案第二四条)、この一般意志は、第一次集会における各セクションの市民の願望、意志 (指示) の調査蒐集、比較対照によって認識される。したがって、代議士は、代表者ではなく、主権者人民に従属するその受任者・代弁者^{マンダテール}たる性格をも

つ。法律案は、第一次集会における主権者の承認によってのみ法律たる効力をもちうる。権限を逸脱し、委任者（主権者）の利益を裏切る受任者は罷免され、懲罰される。すなわち、フランスには、ただ一つの権力、主権者人民の権力以外の権力は認められない。創設される諸権力は、この権力に淵源し、従属する。⁽¹⁰⁾ ソブールの解するように、主権者たる人民が立法者、審判者である。⁽¹¹⁾

このヴァルレの人民主権論はルソーのその発展として評価されるにせよ、他方、ルソーにおける卓越した理論、民衆を指導して一般意志の認識にいたらせる、かの立法者^{レジストラトゥール}の理論の展開が没却されている点に、批判も投ぜられている。⁽¹²⁾

さらに、ロベスピエールもまた、一七九二年六月「憲法の擁護者」(Le Défenseur de la Constitution) 第三号で代表制を批判する。すなわち、「絶対的な」代議制のもとでは、「法律を制定するものは、人民ではなくて、代表者の団体 (corps de représentans) である。⁽¹³⁾」しかるに、「法律は一般意志の表現にほかならない。一般意志は一般的な文化の所産に外ならず、一般的な文化は、市民の間の思想の自由なる交^{コミュニケーション}流^流によってのみ形成されるのである。⁽¹⁴⁾」それゆえに、「自由にして開明された人民は」、立法行為を審査 (censurer) する神聖な権利をもつ。⁽¹⁵⁾

このように、ロベスピエールでは、人民の啓蒙と思想の成熟が一般意志の認識をもたらす。よって法律は人民の承認をまわって成立する。

彼は、ジロندان憲法草案の審議のなかで、一七九三年四月二四日公会に提案した人権宣言草案 (Declaration des droits de l'homme et du citoyen) 並に五月一〇日公会における演説「憲法について」(Sur la Constitution) のなかで人民主権の理念をつぎのように表明する。

「政府は一般意志を尊重せしめるために設立される。しかし、統治する人々は個別意志をもち、かつすべて意志は支

配しようとする。もしも、公権力（それは武力である）がこのために使用されるならば、政府は自由にとって災いではない。それゆえに、あらゆる憲法の第一の目的は、政府そのものに対して、公共のおよび個人の自由を擁護することではなければならない。⁽¹⁶⁾「人民は善良であるけれども、彼の受任者達は腐敗し易い。徳のうちこそ、人民主権 (souveraineté du peuple) のうちにこそ、政府の悪弊と専制に対する防壁は求められねばならない。⁽¹⁷⁾」

「人民が主権者である。⁽¹⁸⁾」（「人権宣言案」第十四条）「主権は、本質的にフランス人民にある。⁽¹⁹⁾」（「憲法案」第五条）それゆえに、「憲法は、主権者の権力以外の他の権力を認めない。さまざまな執政官 (magistrat) によって行使される権力のさまざまな部分は、共同の利益のために彼等に委任される公の職能 (fonction publique) にすぎない。⁽²⁰⁾」（同第六条）ただこの意味においてのみ、諸権力は分割せらるべきである。すなわち、「執行機能と立法機能と司法機能とは、分割される。⁽²¹⁾」（「憲法案」第十一条）

ロベスピエールは、人民の権力以外のいかなる権力をも認めない。権力の分立は、人民に対して諸権力の疎外に導く、という意味において否定される。「権力の均衡 (équilibre de pouvoirs) は、妄想か或は災いではありえない。⁽²²⁾……自由は幻影にすぎない。⁽²³⁾」しかし、政府（統治体）における諸機能の区別、それに照応する・委任された諸権力の分割は認められる。だが、それらは、一つの人民の権力として統一されていることを前提とする。ソブール教授の詳細な研究が示すように、人民主権は、直接民主制の理念によってつらぬかれるかぎり、権力分立を認めない。⁽²⁴⁾さらに、ロベスピエールは、政府の圧制に対する人民の神聖なる蜂起権とその不可欠な義務を措定する。（「人権宣言案」第二十九条）

彼によれば、「法律は人民の意志の自由なかつ厳粛な表明である。⁽²⁵⁾」（「人権宣言案」第十五条）「集会した主権者の各セクションは、完全な自由をもってその意志を表明する権利を享有しなければならない。⁽²⁶⁾」（同、第二〇条）

しかし、「フランスにとって全然代表制のない民主政治 (democratic government) の形式を考えることは殆んど不可能であったので、ロベスピエールは、人民の代表者の責任を強調しかつ監視することによって代表制の避けがたい欠陥を緩和することに彼の注意を向けたのである。」⁽²⁷⁾とコバンが述べているように、ロベスピエールは、国民代表制を不滅の制度として認めつつも、「憲法の擁護者」のなかで、一般意志が了解され、尊重されるときにのみ、法律は存しうるのであるから、人民は受任者達を監督し、審査すべきである、と主張した。⁽²⁸⁾彼によれば、すべての公務員 (fonctionnaire public) が主権者人民の受任者である。人民は彼を選定すると同じ方法で罷免しうる。⁽²⁹⁾ (「憲法案」第五条) 「人民によって指名された一切の公務員は、人民の受任者を罷免する人民の時効にかかることのない権利によって、確立された方式にもとづいて、人民によって罷免される。」⁽³⁰⁾なぜなら、「すべての公務員は人民に対して責任を負う。」⁽³¹⁾ (「憲法案」第一四条) そしてこれに対応して、人民は彼の受任者のすべての行為を知る権利をもつ。⁽³²⁾ すなわち、立法院並に行政府の審議は公開とされる。⁽³³⁾ (「憲法案」第十三条) それのみならず、人民の受任者は (立法院の成員も、行政府の成員も) その職務について報告を義務づけられ (任期終了二年前)、任期終了とともに彼等の選挙民の厳正な審査に服する。人民は信任、不信任を宣言し、不信任を宣言された者はいかなる職務にもつくことができない。⁽³⁴⁾ さらに、立法院の議員は不可侵ではない。⁽³⁵⁾ 但し、彼は立法院の会議で発表した意見のためには訴追されない。⁽³⁶⁾ 議員の任期は二年を超えない。⁽³⁷⁾ こうしてすべての公務員が主権者に従属する。⁽³⁸⁾ このことは、すべての委任された権力が主権的権力に基礎をおくことを意味する。

ロベスピエールは、さらに、一七九三年六月一六日憲法草案の審議のなかで代議制にかんする厳密な解釈を提示している。

「人民の受任者の真の性格は、彼らの職能の性質によって規定される。つぎに私は、代表者という言葉は人民のいか

なる受任者にも適用されえない、とみる。なぜなら、意志は代表されえないからである。立法府の成員は、人民が彼に第一の権力をあたえたところの受任者である。しかし、ほんとうの意味においては、彼らが人民を代表するとは言えない。立法府 (Legislature) は法律 (loi) と命令 (décret) とをつくる。法律は、人民がこれを正式に承認したときにはじめて法律たる性格をもちうる。それは、この瞬間までは法律案 (projet) たるにすぎず、この瞬間において人民の意志の表現となる。命令は人民が批准するまでは執行されない。なぜなら、人民はそれを承認すると考えられているからである。すなわち、人民は異議を申し立てない、人民の沈黙は承認とみなされる。統治体 (gouvernement) がこれとことなる原則をもつことはできない。人民のこの同意は、明示もしくは黙示である。しかし、いかなる場合においても、主権的意志は代表されえない、推定されるのみである。受任者は代表者たりえない、代表者というの言葉の濫用である。そして、フランスは既にこの誤りから脱却しはじめて³⁹⁾いる。」

ロベスピエールにおいても、サン＝キュロットと同じように、法律の終局的な制定者は、主権者人民である。意志は代表されえない。したがって、固有の意味における代者制は否定されている。しかし、立法府の成員には、不可侵ではないにせよ、法律案の作成という職務に應ずる一定の権威が賦与されている。⁴⁰⁾

さらに、彼は、一七九四年二月五日の報告「政治的道德の原理について」のなかで、民主制の意義について正しくもつぎのように述べる。

「唯一つの政府は、民主制あるいは共和制である。この二つの言葉 (民主制と共和制) は、同義語である、通俗の誤った用語に反して。というのは、貴族制は、君主制と同様に共和制ではない。民主制とは、人民が不断に集会し、自分たちであらゆる公共のことごらを規制するような状態でもなく、また、無数のフラクションに分れた人民が、ばらばらの、性急な、矛盾した仕方社会全体の運命を決定するような状態でもない。このような統治は、いまだ存在し

たことがないし、存在したとしても専制政治へ国民を導くことにならう。

民主制とは、主権者たる人民が、自分で制定した法律によって導かれながら、自分で為しうることを自分自身で行ない、自分でなしえないことを受任者 (délégué) によって行なう、政体である。⁽⁴¹⁾」なお、彼は憲法草案のなかでも、共和政 (gouvernement républicain) こそが、自由と平等に基礎をおく、正統なる統治 (gouvernement légitime) である。⁽⁴²⁾と述べている。このように、彼は、共和制から貴族制を排除し、それによって共和制を民主制に等置する。これは、モンテスキューに比し政体の区分にかんする歴史的前進といえる。共和制こそが人民主権の実現形態である。

つぎに、立法権と執行権との関係については、法律を制定する任務をもつ機関は、法律の執行を委ねられた機関を監督する。それゆえに、執政府 (agence exécutive) の成員は、立法府 (corps législatif) に対して彼等の職務について報告の義務を負う。⁽⁴³⁾

第二節 九三年憲法と人民主権

一七九三年五月三十一日―六月二日第三次の革命によって、権力はブルジョアジーを代表したジロンド党から、民衆と提携して革命を推進せんとするブルジョアジーの分派たるジャコバン党に移り、それによってコンドルセの憲法草案も葬られた。そして、同年六月十日エロー・ド・シェンエールは、公安委員会の指名によって新憲法草案 (Projet de Constitution du peuple français) を国民公会に提出した。⁽⁴⁴⁾

「フランスの憲法はもっぱら代表制 (représentative) をとるとはいえない。それは、代表制であるとともに民主制 (democratique) である。事実、法律は命令ではない。そこで、代議士は二重の性格をもっている。彼は、人民の承認に提案しなければならぬ法律においては受任者 (mandataire) であるが、命令においては代表者である。

すなわち、フランスの統^{グウヴエルスマン}治は、人民が自からなすことのできない一切の事項についてのみ代表制をとるにすぎない。⁽⁴⁵⁾」

さらに、立法と執行との関係については、「人民の代議士ならびに国民陪審員 (Jury national) のみを人民によって直接に指名させ、人民の意志の代行者 (agent) はそうしない、というわれわれの見解の結果、行政評議会 (conceil executif) が人民的基礎における第一位の人民の使命をうけることは、望ましくない。……」

行政評議会は、人民の意志の執行において人民を代表しない。したがって、行政評議会は代表たるいかなる性格もおびえない。⁽⁴⁶⁾」

これは、立法機関と執行機関とのあいだに権威の格差を設定することを意味する。執行機関は代表機関としての権威をもたない。そのことは、立法機関の権能と執行機関の権能とのあいだにおける権力の均衡^{バランス}の否定とみられる。

一七九三年憲法は、人権宣言を含めて、必ずしもロベスピエールの私案をとり入れたとはいえない。⁽⁴⁷⁾ 例えば、前掲代表制にかんするロベスピエールの見解に反対して議員デュソー (Ducos) は、つぎのように述べた。

「人民の意志は代表されうる、なぜなら、そうでないならば、純粹民主制のみが正統な統治となるからである。

一般意志は代表されうる。立法議会は暫定的に執行される命令^{デクレ}を作成する。ところで、命令は、一般意志の表現であると推定するだけで、立法院は国民の一般意志を代表したと推定するだけで、暫定的に執行される。⁽⁴⁸⁾」

そして、国民公会はこのデュソーの見解にしたがって、エロー・ド・シェシエールの上掲原案を採択した、と議事録は記している。⁽⁴⁹⁾

だが、エロー・ド・シェシエールはまた、サン＝キュロットの要求に答えて、憲法草案のなかに、「議員にたいする人民の審査 (la censure du peuple) および立法院の圧制に対する人民の保障について」なる一章を挿入すること

を公会に提案した。「われわれの意図は、代議士を選出した人民のセクションに彼の行為を審査するように配慮させることにあった。しかも、われわれは、代議士は、彼の行為が彼の選挙民によって承認されてはじめて再選される、ということを追加したのである。」⁽⁵⁰⁾すなわち、この提案は、議員を選出したセクションに議員を審査する権限を与えることを意味した。しかし、この提案に対しては、代表者は全国民に属するという原則と矛盾する、という反論が出された。⁽⁵¹⁾しかも、クートンですら、公安委員会の名において、「人民の一セクションは全国民が評価する代議士を彼から奪う権利をもたない。」⁽⁵²⁾と反対し、結局、この法案は公会において否決された。⁽⁵³⁾

しかしながら、一七九三年六月二四日に採択された新憲法は、人民主権の理念をつらぬいた。そのことは、現実の政治権力に、すなわち、一七九二年八月十日の革命、さらに、五月三十一日―六月二日の革命による人民権力の確立に、すなわち革命的ブルジョア階級たるジャコバンとサン＝キュロットとの同盟としての人民権力に、対応する。人民主権は擬制でなく、現実となる。

新憲法は、フランス共和国が単一にして不可分であることを確認する。(第一条)これは、フランスが連邦制をとらないことを意味する。この前提のもとに、主権にかんしては、人権宣言第二三条では国民主権 (Souveraineté nationale) と表現されているが、内容上は人民主権の意味である。すなわち、「主権は人民 (Peuple) に存する。それは、単一にして不可分であり、消滅することがなく、かつ譲渡することができない。」(人権宣言、第二五条)しかも、「主権者たる人民は、フランス市民の総体である。」(憲法第七条)「人民のいづれの部分も、人民全体の権力 (puissance) を行使することができない。」(人権宣言、第二六条)

これは、政治的には、君主制を打倒し、共和制をたたかいたフランス人民全体が主権の担い手となったことを意味する。法規範的には、市民の総体が主権の主体である。⁽⁵⁴⁾それゆえに、人民による主権の行使については、「各市

民は、法律の制定およびその受任者もしくは代行者の指名に協力する平等の権利をもつ。」（人権宣言、第二九条）
 「人民は直接にその代議士を指名する。」（憲法、第八条）と規定される、そして、この主権行使の基礎となるのは、カントンの第一次集会である。（同第二条）これは、国家の統治における民主主義的原則の表明を示す。

立法権の行使にかんしては、憲法は国民代表制（*représentation nationale*）という表現をとり（憲法、第二一条、なお二九条）、形式的には代議制を認めているが、国民議会の議員は人民の受任者と規定され（人権宣言第二九条、三二条）、法律の制定における代表者たる資格を与えられていない。⁽⁵⁵⁾ 法律の制定権は人民に留保されている。すなわち、「人民は法律について表決する。」（憲法第一〇条）換言すれば、「立法院は、法律を提案し、命令（*decret*）を議決する。」（憲法第五三条）と規定されているように、立法院は、憲法第五四条に列記された法律事項（法律の一般の対象）——民事および刑事の立法、共和国の歳出と歳入の全般的管理、国有財産、貨幣の純分、重量・刻印・名称、租税の種類・総額・徴収、宣戦、フランス領土にかんする一切の新たな全般的区劃、公教育、偉人を記念するための公的栄典——にかんしては、法案を作成し、提案するのみである。この法案は人民の承認に付されねばならない。すなわち、国民議会で可決された法案は、「提案された法」（*Loi proposée*）という名称のもとに、印刷に附されて全国の地方公共団体（市町村）に送付される。（憲法第五八条）送付後四〇日以内に、もし過半数の県において、その各県の正規に構成された第一次集会の一〇分一が異議を申立てなければ、法案は承認されたものとみなされ、法律となる。（同第五九条）もし、それが異議を申立てた場合には、立法院は全国の第一次集会を召集する。（同第六〇条）そして、第一次集会における人民投票で（「過半数で」）法案に対する賛否が決められる。（同第一九条、二〇条）⁽⁵⁶⁾

しかるに、命令は、人民の審査に付されないうで、立法院の議決のみで成立する。命令の「個別的」対象となる事項

は、憲法第五五条に列記されている。すなわち、陸海軍の年次兵力の決定、外国軍隊のフランス領土通過の許否、共和国の港への外国海軍の入港、全般的な安全と治安のための措置、公共扶助および労働の年次的・一時的配分、あらゆる種類の貨幣の鑄造命令、予測しえない臨時の支出、ある行政部門、ある地方公共団体、ある公共労働部門にたいする地方的・個別的措置、領土の防衛、条約の批准、軍最高司令官の任免、行政評議会の委員および公務員の責任と訴追、共和国の全般的な安全にたいする陰謀によって告発された者に対する訴追、フランス領土の部分的区画のあらゆる変更、国家的褒賞、である。

その他、立法院の権限に属する事項は、行政評議会によって任命される全国行政各部長官 (*agent en chef de l'administration générale*) の数と職務の決定 (同、第六七条)、並に民事裁判所における治安判事の「数と権限」の決定 (用第九〇条) である。

しかし、憲法の改正については、「人民は常に憲法を再検討し、改正し、かつ変更する権利をもっている。一つの世代は、その法律に将来の世代を従属させることができない。」(人権宣言、第二八条) と規定され、憲法改正権は人民に帰属せしめられている。その手続については、「過半数の県において、各県の適法に成立した一〇分の一の第一次集会在、憲法の改正もしくは憲法のいずれかの条項の修正を要求した場合には、立法院は、国民公会を招集する必要があるか否かを知るために、共和国のすべての第一次集會を招集しなければならない。」(憲法第一一五条) すなわち、憲法改正の発議権は人民に帰属せしめられる。⁵⁷⁾そして、第一集會における人民投票による過半数の賛成をもって制憲議會たる国民公会が召集される。国民公会の審議にかんしては、「国民公会は、憲法については、その召集の原因となった事項のみをとり扱う。」(同第一一七条) 国民公会によって作成される憲法草案を人民投票に付する明示の規定はないが、一七九三年六月二四日の憲法については七月―八月人民投票に付せられた。一七九二年九月二一

日国民公会の宣言「人民によって採択される憲法以外にいかなる憲法もありえない」の精神は基本的には継承された。

如上の考察から、一七九三年憲法における主権行使は、議会制ではなく、半直接民主制と規定される⁽⁵⁸⁾。すなわち、憲法制定権、改正権、並に立法権の行使における最終的権限は主権者人民に留保される。だが、このことは、この憲法の制定過程の歴史が示すように、ジャコバン上層部における代表制の観念が民衆における直接民主制の要求によって制約された成果として評価しうるであろう⁽⁵⁹⁾。しかし、サンシキュロットやロベスピエールの主張がすべてこの憲法に反映しているとは言いがたい。国民議会の代議士の不可侵性は否定されているが（人権宣言、第三一条）、彼等は、犯罪の場合を除いては刑事責任を問われない。「代議士は、立法府内で表明した意見を理由として、搜索されたり、訴追されたり、裁判されたりすることはない。」（憲法、第四三条）この点はロベスピエールも肯定している⁽⁶⁰⁾。しかし、彼は、彼等を受任者として職務の報告と選挙人による審査に義務づけ、不信任の際に解任すべきことを主張した⁽⁶¹⁾。すなわち、行動の審判による政治的責任は問われるのである。しかし、憲法は、議員の選挙民に対する報告の義務も、またサンシキュロットから強く要求されていた選挙民による議員の解任権をも、明記していない⁽⁶²⁾。代議士を受任者と規定されてはいても、命令的委任の表現はない。そして、これらの制度はパリ・コミューンにいたって実現をみるのである。

さらに、ロベスピエールは、人権宣言私案のなかで、私的所有を認めつつも、私有財産制度が現実には惹きおこしている弊害たる過度の貧富の差異の認識から、主要なる人権を生存権と自由権とみて、所有権を生存権に従属せしめた⁽⁶³⁾。しかし、国民公会はこのロベスピエールの見解を採択しなかった。そして、ジャック・ルーもまた、商業の自由は守らるべきであるにせよ、しかし投機と暴利に対しては死刑に処すべきことを、憲法の条項に加えよと要求した⁽⁶⁴⁾。

彼は、コミューンの集会でこの憲法を鋭く批判する。

「公共の事物を愛するということによって当然定められる限界の内に商業をとじこめるために、いかなる制限がおかれたか。投機、買占めは何章で禁止されているのか。何ということだ！一階級の人間が他の階級を飢えさせることができるか。自由とはなにか。富める者がその独占によって彼の同胞を生かしたり、殺したりする権利を行使できるか。平等とはなにか。自由、平等、共和制、すべてこれらはもはや幻影にすぎないのだ。……同胞を飢えさせては自由がないということ、憲法の条項として国民公会が決定するように……私は要求する。⁽⁶⁵⁾」

「この条項が憲法にとり入れられないなら、私はモンターニュに対してつぎのように言いうるであろう。諸君はサン・キュロットのためになにもなさなかったのだ。なぜなら、彼らがたたかったのは、富者のためではなく、自由のためだからである。もしもこの善良な人民の吸血者が人民の血を一滴づついつまでも飲むならば、自由は、美しいが片目である婦人に似ている。⁽⁶⁶⁾」

そして、一七九三年七月二五日(憲法制定の翌日)国民公会において公会に対してつぎのような批判を提起した。「この神聖な議場は、百回も利己主義者および詐欺師の犯罪を鳴りひびかせた。諸君はわれわれにいつも人民の吸血者を叩くことを約した。憲法は、主権者の承認をうるために提出されたところだ。諸君は投機を禁止したか。否だ。買占めた者に死刑を宣告したか。否だ。商業の自由が何にあるかをきめたか。否だ。鑄造された貨幣の売買を禁止したか。否だ。よろしい、われわれは諸君に宣言しよう。諸君は人民の幸福のためになしなかったのだ。

一階級が他の階級を飢えさせて処刑されるとき、自由は空虚な幻影にすぎない。富める者が独占によって彼の同胞に対して生死の権利を行使するとき、平等は空虚な幻影にすぎない。反革命が日に日に動いているとき、共和制は空しい幻影にすぎない。……

四年間、革命の利益を享受したのは、富める者のみである。……詐欺師の財産は人間の生命以上に神聖なものなのか。……商業の自由とは、消費し、消費せしめる権利であり、压制者の権利でもなく、消費を妨げる権利でもない。⁽⁸⁷⁾」

これは、九三年憲法のブルジョアの本質を抉出している。投機取締りについては一七九三年九月最高価格法が制定されたとはいえ、この憲法は、私有財産を保障する（憲法第一二二条）市民法型憲法の範疇に属する。

つぎに、この憲法における立法権と執行権（行政権）との関係について考察する。

行政権は、二四名の構成員によって行使される合議体たる行政評議会に属する。（憲法第六二条）行政評議会の委員は、各県の選挙人会が指名した（普通、間接選挙）一名づつの候補者の全国リストから立法院によって選ばれ（同第六三条）、任期二年で、毎年半数を改選される。（第六四条）行政評議会の権限については、「行政評議会は、全国行政の指導および監視に任ずる。行政評議会は、立法院の法律および命令においてのみ行動しうる。」（第六五条）と規定されている。すなわち、行政評議会は法律と命令の執行について立法院にたいして責任を負い（第七二条）、さらにその委員は怠慢にたいしては立法院によって訴追される。（第七一条）

このように、行政評議会は全国行政の指導と監督という権限をもつ。したがって、行政評議会は行政機能を遂行するために、行政各部長官を任免・交迭し、また告発する。（第七三条、七四條）この行政各部長官はいかなる個人的な権力（*autorité*）をも行使しえない。（六八条）行政評議会は職務について立法院に報告する。（第七六条）だが、行政評議会の立法院に対する責任は、刑事責任であって、政治責任とは解しえない。⁽⁸⁸⁾立法院は、適当とみとめるときにのみ、行政評議会の委員を議場に呼ぶ。（第七七条）

さらに、行政評議会は、自己の成員の外から、外交官を任命し（第六九条）、条約を交渉する。（第七〇条）但

し、立法院の批准を要する。軍事にかんしては、軍隊は行政評議会の命令のもとに行動する。(第七〇条) すなわち、軍の統帥権は行政評議会にある。

以上の考察から立法権と執行権との関係をみると、立法機能と執行機能とは機関的に分割されている。行政評議会は国民議会の委員会たる関係にはおかれていない。しかし、立法院の権威と権限とは行政評議会のそれに比して著大である。行政評議会には代表機関としての権威が賦与されていない。ソブール教授のいわれるように、基本的な権力は立法権にある。⁽⁶⁹⁾ 勿論、行政評議会も、内外行政の指導、軍の統帥のような重要な国政の権限を掌握している。しかし、それが立法院の権威と権限に従位していることは、疑いをいれない。ただ、この関係は、ルソーが「社会契約論」で述べているような意味における執行権の立法権に対する従属、すなわち国民議会の単なる使用人という関係とは異なるであろう。⁽⁷⁰⁾ 行政評議会の委員は、基本的には国民によって選出されている。憲法第七二条「行政評議会は、法律と命令の不執行、および通告しない濫用、にたいして責任を負う。」を、行政評議会の構成員の立法院による罷免権とまで解釈しうるであろうか。両者のあいだには権威の格差が認められているにせよ、同時に「公務の限界」(人権宣言、第二四条)は確立されている。よって、立法権と執行権とのあいだの権力の規範的關係は、立法府も政府もその権限において人民の主権的権力に従属し、しかも執行機関に対する立法機関の権威と優位が法的に確立されている、と規定せらるべきであろう。それゆえに、九三年憲法における諸権力相互の關係は、権力分立主義の原則に基いている、とは言いがたい。この点を詳説しよう。

既述したように、九一年憲法は規範的には権力分立の原則をつらぬいた、但し、ヘーゲルも「歴史哲学」のなかで指摘しているように、現実には立法権が優越していたにせよ。⁽⁷¹⁾ しかるに、九三年憲法における人権宣言は、一七八九年人権宣言第一六条における権力分立の規定を欠いている。宣言第二四条は、「公務の限界が法律により明確に定め

られない場合、かつすべての公務員の責任が確保されない場合には、社会的保障は存在しない。」とのみ規定している。これについて、樋口謹一氏は、これは、「権力分立を否定する原則にしたがったもの」⁽⁷²⁾であり、立法機関と執行機関とのあいだには、前者にたいする後者の「機関的従属が成している」⁽⁷³⁾と述べられている。河野健二氏も、「これは（九三年憲法）モンテスキュー的な権力の機関的分立ではなくて、諸機関の階層的編成を規定している」⁽⁷⁴⁾と述べられ、ソブールも、この憲法が行政権に対する立法権の優位を保障している、とみている⁽⁷⁵⁾。ソブール教授は、一九六七年十一月一日九州大学文学部での研究集会においても、九一年憲法は権力分立を明記したが、九三年憲法は権力分立の原則をもって構成されていない、権力分立は問題とならなかった、と述べられた。また、歴史家のみならず、憲法研究者においても、清宮四郎⁽⁷⁶⁾、長谷川正安⁽⁷⁷⁾、杉原泰雄⁽⁷⁸⁾、高野真澄⁽⁷⁹⁾の諸氏、いずれもが権力分立に対して否定的な見解である。しかるに美濃部博士は、この憲法について、「権力分立主義は維持せられた」⁽⁸⁰⁾という見解をとられている。

九三年憲法における立法権と執行権の關係は、單純に立法権に対する執行権の従属ということでは説明されえない。立法院の権限が行政評議会の権限に優越していることは認められるにせよ、行政評議会もまた内外行政の指導権、軍の統帥権、条約の交渉権というような重要な国政の権限をもっている。この關係はまた、パリ・コミュニケーションにおけるように、立法権と執行権との區別と統一という原則によっても構成されていない。

権力の分立にたいしては、既に一七八九年人権宣言の制定に際して、第一六条「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められないすべての社会は、憲法をもたない。」⁽⁸¹⁾に対して、ロベスピエールによって、「この条項は、国民議会によって既に採択された多くの他の条項と矛盾しており、人権宣言とは無關係のものである」⁽⁸¹⁾という批判が提起されている。そして、九二年八月十日の革命とともに、彼は権力の分立について、「もしもわれわれが、人民の直

接の受任者の権力を支配するかあるいはそれに均衡する他の権力をつくるならば、そのときには人民の権力は最早一つではないであろう。⁽⁸²⁾」と批判した。また、「権力が均衡することが必要である、という貴族主義者モンテスキューの格言をまだ人は信ずるのであるか。」という批判も提起された。⁽⁸³⁾

人民主権の理念は権力の分立を認めない。人民が立法者であり、審判者である。ただ一つ人民の権力のみがあり、したがって人民から離れた立法権は存在しえない。⁽⁸⁴⁾ それゆえに、ロベスピエールは、憲法にかんする私案のなかで、権力の均衡は人民にとって妄想か災いでしかない、と反駁し、権力の分立に対して、人民主権に基づく立法・執行・司法の機能(職能)^{フオンクシオン}(⁸⁵)の区別を提起した。既に彼は一七九一年憲法の審議のとき、権力と公の職能とを区別し、権力は人民にあって、委任できない、委任されうるのは職能のみである、という見解をとっている。⁽⁸⁶⁾ すなわち、人民の直接的権力たる立法権に均衡する他の権力(執行権)の設立は認められないのである。そして、このような思想の系譜をつうじて、既にコンドルセの人権宣言案第二九条に先駆的に提起された、⁽⁸⁷⁾ 宣言第二四条の「公務の限界」の意味と権力分立の否定の論拠を理解することができる。

- (1) F. M. Anderson, *The Constitutions and other select Documents*. 1967. p.129. 九月二五日国民公会は、フランス共和国が単一にして不可分であることを宣言した。(ibid. p.129.) これは、同時に革命における民衆の要求となった。
(W. Markov, A. Soboul, *Die Sansculotten von Paris*. 1957. SS. 6—25.)
- (2) ibid. p.129. A. Aulard, *Histoire politique de la Révolution française*. 6éd. 1926. p.270.
- (3) G. Berlia, *Les constitutions et principales lois politiques de la France depuis 1789*. 1952. p.35.
- (4) 高野「『シロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想』再論」、一一三頁—一一四頁、参照。
- (5) 鬼柳勝一「コンドルセの国民議会論序説」、一七四頁。
- (6) Léon Cahen, *Condorcet et la Révolution française*. 1970. p.473.

- (7) Frank Alengry, Condorcet. 1904. p.576.
- (8) *ibid.* p.577. なお、高野「シロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」、六七頁、「フランス革命の研究」、一二四頁—一二五頁、参照。
- (9) J. Varlet, Déclaration solennelle des droits de l'homme dans l'État social. p.3. 瓜生洋一訳「ジャン・ヴァルレ著『社会状態における人権の荘嚴な宣言』」、九大法学、第二四号、九〇頁参照。
- (10) Varlet, Projet d'un mandat special et impératif, aux mandataires du peuple à la Convention Nationale. (Lb41—109.) pp. 5—7. 人権宣言草案、第八条、第一〇条第四項、第七項。井上すず「ジャコバン独裁の政治構造」、一二八頁—一二九頁、杉原「国民主権と人民主権」、五〇頁、参照。
- (11) A. Soboul, Les Sans-culottes. 1968. p.106. Les Sans-culottes Parisiens en l'an II. 1962. p.512.
- (12) 井上、前掲書、一三二頁。なお、岡本明「三月蜂起とアンラージュ」、史林、五六卷三号、一一三—一一四頁。
- (13) Oeuvres Complètes de Robespierre. t. IV. p.146.
- (14) *ibid.* p.146. 鈴木泰平「ロンスピエール『憲法の擁護者』」、法学研究、二六号、二六頁参照。
- (15) *ibid.* p.146.
- (16) Oeuvres de M. Robespierre. t. IX. p. 496. Archives Parlementaires. t. 64. p.429.
- (17) *ibid.* p.498. cf. M. Bouloiseau, Robespierre. p.41. 遅塚忠躬訳「ロンスピエール」、クセジユ、五二頁参照。
- (18) *ibid.* p.466.
- (19) *ibid.* p.509.
- (20) *ibid.* p.509.
- (21) *ibid.* p.509.
- (22) *ibid.* p.499.
- (23) A. Soboul, Les Sans-culottes Parisiens en l'an II. pp.509—510. Les Sans-culottes. p.106.
- (24) Robespierre. *ibid.* p.468.
- (25) *ibid.* p.466.

- (26) *ibid.* p.467.
- (27) Alfred Cobban, *Aspects of the French Revolution*. p.148.
- (28) *Oeuvres completes*. t. IV. pp.359.—360. なお彼は、一七九二年七月「国民代表制は不滅のものであるが、代表者は一時的のものである。」(*Oeuvres*. 8. pp.412—413.)と述べている。
- (29) *Oeuvres*. 9. p.509.
- (30) *ibid.* p.505.
- (31) *ibid.* p.509.
- (32) 「人権宣言案」、第三四条。(*ibid.* p.469.) cf. *ibid.* p.502.
- (33) *ibid.* pp.502. 509.
- (34) *ibid.* pp.504—505. 高野、再論、一一九頁。なお、井上、前掲書、一三四頁、一三九頁—一四〇頁、柴田三千雄「バブーフの陰謀」、五六頁、参照。
- (35) 「人民の受任者の犯罪は、厳しくかつ即座に罰せらるべきである。いかなる人も、他の市民以上の不可侵性を要求する権利をもたない。」(人権宣言案、第三三条。 *ibid.* p.469.)
- (36) *ibid.* p.505. なお、憲法第四三条「代議士は立法院内で表明した意見を理由として捜索されたり、訴追されたり、裁判されたりすることがない。」
- (37) *ibid.* p.509.
- (38) *ibid.* p.502. cf. A. Герцензон, М. Робеспьер. 1959. с.25. Проблема законности и правосудия во французских политических учениях XVIII. века. 1962. с.250.
- (39) Robespierre, *ibid.* p.569. 参照 「フランス革命の研究」、一一六—一二七頁。Thompson, *ibid.* p.56.
- (40) cf. Robespierre, *ibid.* p.505. M. Bouloiseau, *ibid.* p.42. 遅塚訳、五三頁。井上、前掲書、一三六頁。岡本、同論文、一六八頁。
- (41) Robespierre, *ibid.* X. pp.352—353. 柴田、前掲書、五六—五七頁、参照。
- (42) Robespierre, *ibid.* IX. pp.508—509.

- (43) *ibid.* p.505.
- (44) Archives Parlementaires. t. 66. pp.256—257. この草案は六月二四日に採択された。これは二つの部分、「人および市民の権利の宣言」と「共和国憲法」から成る。(Moniteur. t. 16. pp.733—737. 杉原、前掲書、二八九頁参照。)
- (45) A. P. 66. p.258. Moniteur, t. 16. p.617. 杉原、前掲書、二七五頁参照。
- (46) A. P. 66. p.259. Moniteur. t. 16. pp.617—618. 「フランス革命の研究」、一一一頁。
- (47) M. Bouloiseau, Robespierre. p.75. 遅塚訳、九六頁。
- (48) A. P. 66. p.578. なお、サン＝ジユストでさえも、憲法私案のなかで代表制をとっている。(A. P. 63. p.205.)
- (49) *ibid.* p.578. なお、岡本明「三月蜂起とアンラージュ」、史林、五六卷三頁、一二五頁—一二六頁。
- (50) Moniteur. t. 16. p.739.
- (51) *ibid.* p.739.
- (52) *ibid.* p.740.
- (53) *ibid.* p.740. cf. A. Soboul, Les Sans-culottes Parisiens en l'an II. p.525. ソブール「人民民主主義の起原について」、歴史学研究、一九六号、五頁、参照。
- (54) 高野、再論、一一三頁—一四頁、杉原、前掲書、二七五頁、参照。
- (55) cf. R. Carré de Malberg, Contribution à la théorie générale de l'État. t. II. p.262.
- (56) 参照、長谷川正安「フランス革命と憲法」、七八頁—七九頁。「フランス革命の研究」、一二六頁、高野、再論、一二二頁。
- (57) 参照、高野、再論、一二二頁。杉原、同書、二七八頁、「フランス革命の研究」、一二六頁。
- (58) A. Mestre et P. Guttinger, Constitutionnalisme jacobin et constitutionnalisme soviétique. pp.27. 30—31. 参照、高野、再論、一二〇頁、「フランス革命の研究」、一一九、一二〇、一二五頁。
- (59) 一九六七年十一月一日九州大学文学部研究集会におけるソブール教授の発言。なお、A. Soboul, Klassen und Klassenkämpfe in französischen Revolution. (W. Markov, Jakobiner und Sansculotten. 1956.) SS.67. 68. 和訳、歴史学研究、一六五号。

- (60) Robespierre, *ibid.* t. 9. pp.505. 510.
- (61) *ibid.* p.505. 510.
- (62) cf. A. Mestre, P. Guttinger, *ibid.* p.25. 参照「ソブール「人民民主主義の起源」、歴史学研究、一九七号、四頁。なお、パリ・コミューンと対比するところ、コミューンは代議制をとると同時に代議員及び官吏の解任制と命令的委任とを認めらる。
- (63) Robespierre, t. 9. pp.112. 462—465. Manfred Buhr, *Jakobinisches in Fichtes ursprünglicher Rechtsphilosophie.* (W. Markov, Maximilien Robespierre. 1758—1794.) 1958. SS.548—549. 1961. S.500. A. Гепензон, *Робеспьер.* cc.23—24. 岡本、同論文、一七四頁。なお、マルクスは「フランス革命の研究から出発して、私的所有の廃棄の思想に到達する。(Vgl. A. Cornu, Karl Marx' Stellung zur französischen Revolution und zu Robespierre. W. Markov, M. Robespierre. 1961. S.511.)
- (64) W. Markov, Jacques Roux *Scripta et Acta.* 1969. p.469. Vgl. W. Markov, *Die Freiheiten des Priesters Roux* 1967. S.247 長谷川、前掲論文、七三頁参照。なお、メール (Mail) セクションも、富める者から平等の地盤を清めねばならぬ」と要求した。(W. Markov, A. Soboul, *Die Sansculotten von Paris.* 1957. SS.52—53.)
- (65) *Scripta et Acta.* pp.472—473. Vgl. Markov, *ibid.* S.248. J. Godechot, *Les Révolutions.* 1965. p.171. 長谷川、同論文、七四頁、河野、前掲書、一五〇頁、参照。
- (66) *Scripta et Acta.* p.474. Markov, *ibid.* S.248.
- (67) *Scripta et Acta.* pp.140—142. 480. Markov, *ibid.* S.252. 長谷川、同論文、七四頁、参照。
- (68) 「フランス革命の研究」、一三四頁。しかし、高野氏は政治的責任と解する。(高野、再論、一一四頁。)
- (69) 前記ソブール教授の九大における研究集会での発言。
- (70) 高野、再論、一一四—一一五頁、参照。従属という見解については、西岡祝「憲法と対外権の配分」、福岡大学法学論叢、第一四巻第一号、三頁、五頁。
- (71) H. Glockner, *Hegel Sämtliche Werke.* Bd. 11. SS.560—561. 柳「フランス革命の諸憲法」、田畑忍編「憲法の改正と法律の改正」、九二—九三頁、参照。なお、ヴィーレも九一年憲法については権力分立を認めている。(M. J. C.

- Ville, *Constitutionalism and the Separation of Powers*. 1969. p.189.) 野田教授も同じ見解をとられる。(野田良之「フランス法概論」、上巻(2)、五五七頁。)
- (72) 「フランス革命の研究」、一〇〇頁。
- (73) 同書、一一六頁。
- (74) 河野、前掲書、一四八頁。
- (75) A. Soboul, *La Révolution française 1789—1799*. 1951. p.232. 和訳、フランス革命、下、五二一—五三頁。
- (76) 清宮四郎「権力分立制の研究」、二五九頁。
- (77) 長谷川、同論文、一〇〇頁。
- (78) 杉原、前掲書、二七九頁。
- (79) 高野、「シロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」、五九—六〇頁、六一—六二頁。
- (80) 美濃部達吉「議会制度論」、三五頁。なお、野田良之、前掲書、五六四頁参照。
- (81) *Oeuvres*. VI. pp.67—68.
- (82) *ibid.* 8. p.430.
- (83) J. Jaurès, *Histoire Socialiste*. 3. p.7.
- (84) A. Mestre, P. Guttinger, *ibid.* p.28.
- (85) *Oeuvres*. t. 9. pp.499. 509. 高野、同論文、五九頁参照。
- (86) *Oeuvres*. t. 7. p.615.
- (87) ヴァーレは、コンドルセもまた、国家統治における権力の均衡を拒否した、とみている。(Ville, *ibid.* pp.192—193.)